

令和7年度 第1回 日野市子ども条例委員会
議事録

日 時 令和7年7月8日（火曜）午後1時30～午後3時

場 所 日野市子ども包括支援センター「みらいく」3階 多目的室

出席者 委 員 沖田委員 菊池委員 小瀬委員 小陳委員 三浦委員 掛川委員
堤委員 田邊委員 馬場委員 田中委員

事務局 村田子ども部長 滝瀬子育て課長 簗野子育て課係長
加藤子育て課主任 室星子育て課主事
木暮保育課長 藤井子ども家庭支援センター長
小島子ども家庭支援センター主事
高原発達・教育支援課長 中平福祉政策課長

意見参考人 子どもオンブズパーソン 坂井隆之氏

欠席者 なし

傍聴者 1名

（開 会）

委員長

ただいまより令和7年度第1回日野市子ども条例委員会を開催します。

本日は、「日野市子ども条例の周知啓発について」を含む報告事項が2点、検証事項として、子供の権利侵害に対する相談救済制度について」の検証を行います。

事務局から出席状況および傍聴の状況について報告をお願いします。

事務局

本日の出席状況ですが、10名全員ご出席をいただいております、過半数を超えていることをご報告します。また、日野市子ども条例規則第7条第2項に基づき、1名の方から傍聴の申し出がありましたことをご報告します。本日は意見参考人として、日野市子どもオンブズパーソンの坂井隆之先生にオンラインでご出席いただいております。

委員長

本日の出席人数について、事務局より過半数を超える出席があるとの報告がありましたので、日野市子ども条例委員会規則第2条第5項の成立要件を満たしていることをご報告します。それでは委員会を進めます。事務局から配付資料の説明と注意事項をお願いします。

事務局

それでは配布資料について説明させていただきます。

まず、本日の次第ですが、先にお送りしたものに修正がありましたので、差し替えをお願いします。続いて机上に置かせていただいたのが、「資料1. 令和7年度「日野市子ども条例」推進のための周知啓発の取組みについて」「資料2. 子どもなんでも相談 開始後1年間の状況」「資料3. 子どもオンブズパーソン事業の現状と課題」参考資料「知ってる？日野市子ども条例 啓発リーフレット」です。

なお、本委員会については、日野市子ども条例委員会規則第7条により原則公開となっており、議事録も委員の皆様にご確認いただいた上、市ホームページ上で公開となるため、議事を録音させていただくことを併せてご了承ください。

また、本日の検証事項「子どもの権利侵害に対する相談・救済制度」については、相談内容にかかる相談者保護の観点から、議事録における一部非公開とホームページ上での資料2の非公開、傍聴の方にお配りした資料2を委員会終了後に回収とさせていただくことをご了承ください。

委員長

それでは、次第1、委員長挨拶ということで、簡単に挨拶させていただきます。

昨年から継続しての条例委員会となりますが、昨年と同じように活発で生産的な協議や話し合いができればと思っています。記憶しているなかでこれまで議論というか話題になったのが、ここでは子どもみんなというところで話し合っているわけですが、学校へ来る子供たちには直接話ができたりするけども、学校に来てない、来られない子どもたちという視点が、最後の方で話題になったことが2回ほどあったと思うんですね。そのあたりをまた継続しながら、この審議の中、協議の中で、そういった視点を持ちながら話し合いができればと、先ほど紹介あった「知ってる？子ども条例」の中にも「子どもたちみんな」という言葉が出てきますので、全ての子供たちに色々な方策、条例が行き渡り理解されるよう、話し合いができればと思っています。今後ともよろしくお願いします。

それでは次第2、事務局紹介です。事務局からお願いします。

事務局

令和7年4月1日付人事異動により、事務局担当職員に変更がございましたので、新しい担当からご挨拶させていただきます。

<事務局より挨拶>

委員長

では次第 3、報告事項について、2 点まとめて事務局から報告をお願いします。

事務局

報告事項 1、令和 7 年度日野市子ども条例委員会の今後の開催についてです。

本委員会については、初年度となる令和 6 年度は 3 回の実施、令和 7 年度は本日を含めて 2 回の開催を予定しておりました。現在委員の皆様には市長の諮問に対する検証を進めていただいているところですが、令和 8 年 3 月末日までに答申を行うことを考えますと、十分な検証を行っていただくために、今年度は本日を含め合計 3 回、委員会を開催させていただきたいと思います。開催時期につきましては最後の事務連絡で説明させていただきま

す。皆さまには大変ご多忙のなかで委員会にご出席いただいているうえでの更なるご負担となってしまうますが、何卒ご協力のほどお願いいたします。

事務局

続いて、報告事項 2、日野市子ども条例の周知・啓発についてご説明します。

本件については委員の皆さまに昨年度の委員会で検証していただき、その際に様々なご意見・ご提案を頂戴しました。それらを基に、現時点での取り組み状況について報告させていただきます。

資料 1 をご覧ください。まず、子ども条例周知啓発リーフレットの配布です。こちらは参考資料としてお配りした「知ってる？日野市子ども条例」が現物になります。子ども向けイベント等で配布を行うとともに、市立小学 4 年生と中学 1 年生の全児童生徒を対象として 6 月に配布しています。対象学年はリーフレットの内容に対する理解度等を考慮し、4 年生以上が適当と考えました。また、以前子ども条例ポケット版を中学 1 年生に入学時に配布していたこともあり、中学校という新しい環境がスタートする中で改めて子どもの権利について考えるきっかけになればということで、中学 1 年生を対象に配布しています。

次に子ども条例啓発アニメーション動画についてです。こちらについては令和 7 年 3 月末から市 HP 及び YouTube での公開を行っています。既にご覧いただいている方もいらっしゃると思いますが、委員会でいただいた色々なご意見を反映し、多くの子どもにも関心を持ってもらえるよう、児童館の協力のもと子ども達に意見を聴いてクイズを取り入れたりするなど工夫した、分かりやすい内容となっています。

続いて学習用端末 chromebook のブックマーク登録についてです。子ども達が日々使用する学習端末から、簡単に市 HP「日野市子ども条例」のページにアクセスができるようになりました。HP では、条例の本文以外にも、条例の概要、成り立ちなどに加え、相談窓口の紹介、周知啓発のための取組みなど「日野市子ども条例」を分かりやすく紹介していますので、

こうした chromebook などのツールを通じて、少しでも子ども条例へ興味を持ってもらえればと考えています。今申し上げた 3 つの取り組みについては、各学校でぜひご活用いただきたいということで、校長会を通じてご協力をお願いをしています。

次に、イベントでの子ども条例の啓発ブースでの出展についてです。資料の写真は委員にお口添えいただいた 5 月のイベントにブースを出させていただいた時の様子です。右の写真は子ども達に「みんなには安心して過ごすための大切な権利があるよ、知っている権利にシールを貼ってね」と呼びかけたアンケートの様子です。実はこのアンケートの項目は委員のお子さんが一緒に考えてくれたものでして、おかげさまで非常に分かりやすい言葉で問いかけるものになっており、参加してくれた子ども達が、一つ一つ項目を読みながら、親御さんやご兄弟、お友だち等と話し合いながら、楽しそうに「これ、知ってるよ」とシールを貼ってくれた姿が印象的でした。今後の予定としては 11 月の手をつなごう・こどもまつりに、子どもオンブズパーソンの先生方と合同での展示を予定しています。

次に 7 月 1 日の子ども条例の日の啓発活動です。パネル展や公式 LINE での配信等は例年行っていますが、昨年からは新たに講演会も開催しています。昨年のアンケートを参考に、今年は講演とワークショップの 2 部制とし、6 月 28 日の土曜日に開催しました。参加した方からは非常に分かりやすく、新たな発見もあった等好評をいただきました。講演の動画は後日、期間限定で配信する予定です。

次に市職員向け研修の実施についてです。市の全職員を対象に、6 月上旬から 7 月初旬にかけて子ども条例の研修を実施しました。条例の趣旨や子どもの権利についての理解を深めるとともに、こども基本法やこども大綱の制定により、子ども・若者の声を聴き、子ども・若者の主体的な活動を推進していくことが市の取組みに求められていることを改めて認識することを目的としています。本研修を通じ、市職員として、また一人の大人として、子どもの権利が保障・擁護されたまちづくりに繋がる行動の実践への一助になればと考えています。また、これ以降も複数の職員向け研修を予定しています。

最後にハートフルプロジェクトとの協働についてです。こちらについては障害福祉課と日野市社会福祉協議会と、このプロジェクトに対し子ども条例がどのような形で継続性をもった関わり方ができるか現在調整を行っているところです。以上です。

委員長

ただいまの 2 点の報告事項について、ご意見、ご質問があればお願いします。

委員

私の子どももこの 5 月のイベントに参加させていただいて、このブースも子どもたちと自然に参加することができました。以前の取り組みだと、学校でプリントの配布があって、意識の高い子が申し込みしてワークショップに参加するという形式だとハードルが高いとか、中々そこまで参加できるお子さんは少ないのかなというところがありました。予約

なく、行った先でこういうのがあったりとか、市役所に来る用事があるんですが、7月1日が子ども条例の日ということで市役所1階にもブースの展示があったりとか、私が委員をさせていただいたから目につくようになったのかもしれないですけど、非常に目にする機会が増えたと認識しています。

委員

まだ先の話ですので準備中かと思うんですが、11月2日のイベントで実施するパネル展示についてどのような内容になるか、お考えはありますか。

事務局

子どもまつりでの展示については、まだ実行委員会自体が始まったところでして、どのような形で見せられるかもこれから考えるような段階です。今日ご参加いただいているオンブズパーソンの先生方にもそういった場でぜひPRができればとご協力の申し出もいただいていますので、せっかく先生方にもご参加いただけるのならば、ただの展示だけではない、来た子供の目に少しでも触れるような、そういった工夫ができればと考えています。

委員

5月のイベントでの展示写真を拝見して、このような参加型の、子どもたちが主体的に学ぼうとするような展示になるとよろしいのかなと思います。是非よろしくお願いします。

委員

子ども条例の日の啓発活動について伺います。講演会についてどのぐらいの参加者がいらっしやったか、またその参加者の属性、子どもあるいは大人、大人の中ではどういう属性の方だったのかというようなこと、またワークショップもあわせて行ったということですのでそのお話など伺えればと思います。

事務局

講演会については、事前の申込制とさせていただき、最終的に当日のご参加が22名になります。これらの方に4つのグループに分かれていただき、講演会を聞いた後に、ご自身が子どもだったときに大人に意見を聞いてもらえて嬉しかったこと、もしくは聞いてもらえなくて悲しかったことをテーマに、それぞれご自身の子ども時代を振り返るようなところから入りまして、どのような形で子どもの声を聞いていく環境を作っていくかというテーマでワークショップを行いました。参加者が22名ということで、昨年の講演会のアンケートの中でワークショップをぜひやっていただきたいという声が大きかったので今回それを生かす形でやったんですが、ワークショップをやっているいろいろ話をすることができて新たな発見もあったとのご意見もいただいたんですが、やはりワークショップがあると、ちょっ

と参加のハードルが上がってしまうのかなと思います。昨年の申し込み状況と比較すると、そこについてはちょっと検討事項かなとは考えていますが、専門の先生のお話を聞いて、いろんな意見を聞くという場を作って、先生から講演の最後の方で、参加してくださった皆さんの日々の活動が子どもたちの声を聞くための種を撒いているんだと、そういった参加者の方に向けた応援の言葉もいただきましたので、この講演会の成果はこの言葉に集約されているのかなと考えています。

委員

子ども本人は参加しなかったということですか。

事務局

高校生の方1名にご参加いただきました。それ以外は成人の方たちです。

委員

実のある中身と参加者の人数というのは、中々うまく合致しないということはあるかと思うのですが、継続的に粘り強く、こういう啓発というのはやっていく必要があると思いますので、ぜひ今後もこの機会を設けていただけるといいなと思いました。

委員

資料1の6で、市職員向けに研修を実施されたという話がありました。全職員を対象に主に制度面での研修を実施されたということですが、全職員となると必ずしも子どもや子どもの分野との拘りとは薄い担当部局の方が多くいらっしゃるのではないかと思います。その研修を受けた職員の方々の反応を受け止め、フィードバックについて事務局の方で把握されてる情報がありましたら教えていただけると幸いです。

事務局

こちらの研修については、動画と資料での研修ということで全職員を対象にしたものです。確かに委員のおっしゃる通り、全職員ということで日頃子どもと直接接するような部署でない職員も多く含まれています。ただ、自治体の職員においてはその事業を行うにあたって、子どもに直接関わらない部署であっても子どもや当事者からの声を聞くことが求められてるんだということを共通の認識として持つべきですので、そこについて今回は改めて知ってもらふ機会にできればということで、研修の中に盛り込んだものです。研修報告の中でもらったアンケートでは、子どもに日頃から接する部署の方からのコメントが確かに多くはあったんですが、そういう部署でなくてもそういった考え方が必要であったんだ、もしくは仕事を離れて一人の大人としてそういうふうを考えていかなければならない良いきっかけになったと、そういった感想などもありました。こういった研修を定期的に開催してほ

しいという声も複数ありましたので、一度きりに終わらせずに、また市には毎年新入職員も入ってきますのでそういった方も含めて、毎年何らかの研修を継続していければと考えています。

委員

学習者用端末にブックマーク登録というところで、私も子どもの Chromebook で確認しましたが、すごくよかったなと思ってます。ポケット版だと中学 1 年生だけという話だったんですが、小学校 1 年生から中学校 3 年生まで、誰もがみれるようにという、昨年度のような取り組みをしましょうということに対して素早い対応をしてもらったことは、とても良かったのかなと思っています。ブックマーク自体が市の HP になっているので、啓発のアニメーションと一緒にみることができるので、これもとても良かったです。教員用の校務用パソコンにもブックマークが入っていますので先生たちの方でもみることができ、意識の向上に繋がっているなと思ってます。

ただ、まだまだ活用という部分で考えると、もっともっと我々の方からも声を掛けないといけないかなと思っているところもあるのですが、まずはこの周知啓発っていう意味で言うと、とても良い取り組みができたのではないかなと感じます。

委員長

ありがとうございました。他に無いようであれば、続いて次第 4、検証事項に入ります。事務局より説明をお願いします。

事務局

検証事項「子どもの権利侵害に対する相談・救済制度」について、ご説明します。日野市における「子どもの権利侵害に対する相談・救済制度」を検証いただくにあたり、まずは令和 6 年度から開始した「子どもなんでも相談」及び「子どもオンブズパーソン」事業について、各担当より説明させていただきます。なお、本日は冒頭でもご紹介しましたが、当市の子どもオンブズパーソンを務めてくださっている明星大学特任教授の坂井隆之先生に意見参考人としてご出席いただいていますので、のちほどお話を伺いしたいと思います。

事務局

子どもなんでも相談について、説明させていただきます。資料 2 および、補足資料としてチラシを配布させていただきましたのでご覧ください。

まず子どもなんでも相談の概要についてです。子どもなんでも相談は昨年 5 月 27 日の子ども包括支援センターみらいくの開所と同時にスタートしました。相談員は 3 名体制で対応しており、本日はそのうちの 1 名の相談員も出席しています。チラシはカラーのものが保護者向け、もう一枚が小中学生向けのチラシです。この他に高校生世代向けのチラシも作

成しており、それぞれの対象者別に相談の例や説明の内容を変えて作成しています。相談日は平日の 9 時から 17 時までで、木曜日は 19 時まで受付をしています。相談方法ですが、来所や電話による相談はもちろん、メールや QR コードを読み込んで相談フォームから相談していただくことも可能です。

先ほど子ども条例のブックマークのお話がありましたが、小中学生には学校で 1 人 1 台端末として Chromebook が配布されており、こちらも同じくブックマークに子どもなんでも相談への入口がありますので、そこから相談フォームにアクセスをして相談をすることができます。小中学生が対面で直接相談したいときは、みらいくに来てもらうだけではなく、児童館など自分の行きやすい公共施設などで面談をすることも可能にしています。

◀ 制度開始後 1 年間の状況について、資料 2 に沿って、世代別の相談件数、初回相談経路の傾向、大まかな区分での相談内容件数を報告 ▶

最後になりますが、子どもなんでも相談は、今までなかなかキャッチができなかった子ども自身からの悩みや訴えを直接キャッチできる仕組みとして機能してきていると自負しています。しかしながら、中学生以上になると相談件数が減ってしまうことや、関係機関とのネットワーク作りなど今後に向けてさらに強化していきたい部分もあります。子どもが直接相談してもいいんだ。子どもの話も真剣に聞いてもらえる、そういった関係を通して、子ども自身が尊重され、これはみらいくという施設の名前の由来でもありますが、自分のことを大事にするということができるようになってほしいと考えています。

事務局

それでは続いて資料 3、子どもオンブズパーソン事業の現状と課題についてお話させていただきます。子どもオンブズパーソン制度については、令和 6 年度に施行された日野市子どもオンブズパーソン条例に基づき、子どもの権利を守るために、設置された制度です。条例第 16 条では子どもがいじめや虐待、差別的な扱いで不当な指導など何らかの権利侵害を受けたと感じたときに安心して相談できる体制を、市として整えるということが明記されています。この条例に基づき、市の機関でありながら行政から独立した立場で子ども自身の声に耳を傾け、調査勧告提言といった対応を行う制度としてオンブズパーソンが位置づけられています。子どもが自らの権利を守るために、自分の言葉で相談できるということは、制度の本質的な意義であり、声を上げづらい子どもたちにとってのもう 1 つの相談先として制度を活用していくことが求められています。

現在の実施体制についてですが、本日オンブズパーソンの坂井先生にもご参加いただいておりますが、子どもオンブズパーソンは大学教員の坂井先生と、弁護士の鳥生先生という 2 名の先生に委嘱しております。月に 4 回の相談日を設けて対応し、こちらは予約制となっています。事務局は制度の独立性確保の観点から、子ども部ではなく健康福祉部の福祉政策課に

置かれています。今後の見直しの中では、この権利擁護の観点、権利教育の観点と、あと政策連携の視点の両立から課題となっていますので、これらを含めた体制の検討というのも課題となっています。

令和6年度の相談状況ですが、令和7年3月末時点で延べ相談件数は6件、そのうちの新規は4件です。相談の内容については学校や園、家庭内での対応など多岐にわたっておりまして、年代についても未就学児から高校生まで幅広い年代が対象となっています。子ども本人から直接の相談も含まれており、制度としての必要性は感じられている一方で、まだ利用件数としては初年度ということもありますが、他市の初年度の状況と比べても少ない状況であり、認知度やアクセスの課題があると認識しています。

子どもなんでも相談との連携状況ですが、当初は子どもなんでも相談と毎月の情報交換、情報共有を行っていましたが、現在は必要に応じて四半期に1度の定例意見交換となっています。個人情報や守秘義務の観点から、オンブズ案件として進捗状況の共有などにもちょっと制約が出てくるところもありまして、相互の連携というのが難しい場面も今後は考えられます。制度の趣旨を踏まえた連携方法の検討が必要だと考えています。

現状の問題認識なんですけど、今申し上げたところも含めて大きく3点挙げています。制度そのものの認知度の低さ、オンブズパーソンという言葉のわかりにくさというところもあるかと思います。そういったなかで中々アクセスがしづらいというところにも繋がってるのかなと思います。2点目に、子どもに関する相談窓口が非常に充実してる中で分散しているようにも見えるので、特にお子さんにとってはどこに相談すればいいのかわかりづらいような状況、特に子どもオンブズパーソンというのはお子さんにとっても非常にわかりづらいのかなと思っています。3点目として、相談機関同士の連携というところが部を跨いでいるということもあり難しいところもありまして、オンブズパーソンという制度自体がとすれば孤立しやすい構造になりがちなのかなと思っています。独立性の担保と制度的な一体性の両立が、大きな課題かなと思っています。これらを解消しなければ制度として使われないという形になってしまいますので、そういった懸念があるというところです。

補足的に資料に窓口のイメージ図があるのですが、相談先が非常に多岐にわたり、教育部、子ども部、さらに健康福祉部にもありまして、その中でオンブズパーソンというのが中々お子さんからするとアクセスが難しいのかな、窓口の役割分担を明確にしつつ制度の中での位置づけを整理していく必要が今後あるのかなと思っています。

最後に今後の方向性についてです。今申し上げた通り、制度の独立性と制度の一体性の両立というのが大きな課題かと思っています。オンブズパーソンの相談機能と独立性を重視はするが切り離すのではなく、子ども政策全体の中で有機的に繋げていくことで、より効果的に子どもの権利を守る仕組みとしての制度を機能させられるのではないかと考えています。また学校等における権利教育と制度の周知、こういったオンブズパーソン制度の周知と併せて行うことで、子ども自身が声を上げられる社会の実現を目指していきたいと考えています。

意見参考人

私が去年の 5 月に子どもオンブズパーソンを拝命してもう 1 年以上やっているわけですが、相談ケースは報告にあったように初年度としてもまだ少ない状況かなと、正直そこは残念に思っているところです。ただ思っても仕様がないので、もう 1 人のオンブズである鳥生先生も私も、権利教育とか啓発活動にもっと力を入れておこうと考えています。これはオンブズたちが集まった首都圏レベルあるいは全国レベルの会議でも、権利啓発というのはオンブズの仕事の 4 本柱の 1 本と言っていいぐらい大事な仕事だということを話しているの、手が空いているからやるのではなくて元々本来業務として、もっとやっていければと思います。

事務局からお話が合ったとおり、独立性に配慮しながらも制度が孤立せずというところが難しいです。独立性は保っていないとオンブズを作った意味がないし、と言って確かに鳥生先生と私がそれぞれ交代で 1 週間のうち 3 時間みらいくに出勤するというだけだと、確かに何か孤立している感じ、心細い感じがするわけです。独立性を担保しながらやっていくには、やはり週 4 日とか 5 日とか出勤していろんなところと連絡取る方々がいわば一緒に働くパートナーとして、オンブズ事務局として一緒になって動くような形であると、独立はしているけれど孤立してないという体制が作れるのかなと考えています。なんでも相談とかエールとか学校関係などと協力しながら、全体としては役割分担だと思いますが、独立性を持っているという役割分担をしながら、日野市の子どもたちの人権を実現していけるようなことにもっともっと大きく貢献していければと思っています。

委員長

ありがとうございました。それでは検証に入ります。ご質問、ご意見があれば、お願いいたします。

委員

福祉政策課から説明があった子どもオンブズパーソンについて、質問させていただきます。結構前の話になってしまうのですが、リーフレットのデザインについてご意見いただきたいというご案内が 1 月ぐらいにあったかと思います。そのときには 3 つ折りではなく開いた状態で見せていただいたのですが、開くと真ん中に子どもなんでも相談、左側に子どもオンブズパーソンって書いてあって、横並びで相談先が 2 つ並ぶ状態になるので少し紛らわしくないでしょうかとその際にお話させていただきました。そのときの事務局からのお話ですと、窓口の一本化ということについては、一応今のところリーフレットの真ん中に記載している子どもなんでも相談、こちらの方で一本化して行って、子どもなんでも相談に相談して、子どもオンブズパーソンの案件と判断されたものについては子どもオンブズパーソンに回すというようなご回答だったんですが、私の認識は福祉政策課の方で合っていますでしょうか。

事務局

今ご質問いただいたのは若干難しいところがありまして、両方ありだと思っています。独立性を考えたときに、やはり直接オンブズパーソンに相談できるルートもないといけないと思いますし、ただ、一般的には先ほど申し上げたとおり分かりづらいということもあり、総合的な相談窓口からオンブズパーソンに繋ぐようなルートも必要だと思っています。

ですので、どちらか一方ということではなくて両方の相談ルートがあって、必要に応じて窓口になっていただくというか、それもちっと難しいところがあるので、わかりやすい質問、周知が必要だと思うんですが、そういった意味では並列というのはちっと難しいんですが、両方の入口があるべきなのかなというのが主管課としての考えです。

委員

このリーフレットの下書きが来たときに、なぜ私がその話をしたかと言いますと、子どもがこれを見たときに、緊急性のある相談をしたいとなったとき、ちっとでも迷って欲しくないという、そういう意味で、こちらは1つにはなりませんかというようにお話をさせていただきました。先ほど見せていただいた資料の1番最後の部分を見ると、いろいろな相談窓口がたくさんあって、関係省庁がこのように分かれているのは、このように見せていただければなるほどと思うんですが、やはり子どもの立場からしてみると、中々ここを考えつつ自分の相談はどこだと判断することは難しいと思いますし、大人も少し難しいかなというところもありますので、その辺りもう少し整理できたらいいのかなと思っています。

もう1つ質問ですが、子どもオンブズパーソンの令和6年度の相談状況が延べ相談件数6件ということですが、これは独自にオンブズパーソンの方に相談が来たもので6件なのか、それとも子どもなんでも相談の方から流れてきた相談も含まれての6件なんでしょうか。

事務局

両方ありまして、直接相談いただいたものもありますし、紹介いただいたものも含めての件数になっています。

委員長

今の委員からの質問は大事なところだと思います。この2つを子どもたちがどういうふうに見て相談するかというところで、リーフレットにこういう場合の相談はこうだって詳しく書ければまたいいでしょうが、たくさん書けばより読みにくくなる場合もあるでしょうし、子ども目線、子どもの視点でどういうふうに関急性がある場合とか、こういう場合どうやったら選べるのかとか、そんなことも含めて、委員の皆さまの知見なども含めながら、ご意見いただければと思います。別の質問でも構わないのですが、今のも1つの入口になるかなとも思います、ご経験の中で、ちっとご発言できることがあれば賜りたいと思います。

委員

この独立性の部分に関して、先日、長野県弁護士会のシンポジウムで、ちょうど長野市で同じように子どもの権利救済機関が立ち上がりそうというところで、私も国立市の子どもオンブズをやっているので登壇させていただきました。長野市も子どもの相談、総合相談窓口を先行してやっているんですが、さらに重ねて今度は権利救済機関を作ろうと考えておられるというところなんですが、相談の入口をどこにするかということで、子どもがこの相談はどこの相談であるかを正確に判断するとか、あるいは判断させることはかなり負担があるし、それだとやはり相談の意欲もなくなってしまうところがあるんですよね。果たしてこれが相談と言えるのかどうか、それも分からないようなところから、話を聞いていく中で気持ちが整理されていって、ここが問題だったんだっていうようなことに行き当たるといふこともありますし、それから子どもの方も様子見でこの機関は信用できるのかということで、最初はとても軽いどうでも良いというふうに大人としては見えるような相談から始まって、でもそれについて丁寧に大切に聞いていくと、実はこんなことで悩んでいてという、もっと重たい相談があることも実際あります。なので、この相談の重さであるとか、どのようにその後対応していくかということ、一番最初の入口の部分ですぐに正確に判断というのも中々難しいというところもあるんですよね。なので、独立性とその相談の最初の受け皿、窓口というのは、実は切り離せない部分があるなと思っておりまして、本当で言うならば少なくとも子どもからの相談だというのは子どものオンブズパーソンの方が全て受けるというような、オープンパーソンの窓口が全て受けるというような切り分けに本当はして、それで相談員さんも子どもオンブズパーソンの方についていて、子どもに関する部分については独立性を持った組織体の方が解決に当たっていくというふうにするのが本筋かなと思っています。

独立というところでなぜそういうふうに申し上げるかというと、例えば子どもの権利侵害が起きている現場というのは家庭もあれば学校もあり、子どもに関わる生活場面全般に関わるわけですね。その関わる中で調整をしながら子どもはこういうことを考えています、どうにか皆さんその子どもの意向も尊重し、そして子どもにとって最も良いことは何かというのをみんなで一緒に考えて良い方向にやっていきましょうと、こういう調整をする機能になるのですが、その調整機能を果たすにあたっても、どこかの機関の考えにオンブズパーソンが必要以上に影響されては子どもの最善の利益をやっぱり図れないという部分があるので、子どもの声を中心に解決を図っていくということになると、その独立性は必要になる。かつ、その調整のための人材というのでしょうか、オンブズパーソンも当然動くんだけれども、色々連絡調整であったりだとか、言うならば事務局であったり、あるいは子ども相談員が子どもからより詳しい内容を伺ったり気持ちの調整を図ったりというようなことをする、いわゆるオンブズパーソンの手足になって動く人たちも当然必要になる。そこも独立性が必要であるということになり、かつ、例えばそういう調整をやってみたけれどもなかなか調整では子どもの権利侵害が改善されない、例えば相手の方がお話を聞いてくれないと

いうことになったときはオンブズパーソンが最終的に持っている勧告機能ですとか、意見表明の機能ということで、あなたのやっていることは権利侵害ですよ、あなたの機関がやっ
てることは権利侵害ですよ、ということで場合によっては対立するような形であっても意見
を言う。だから独立性をととても大事にされているという面があるんですね。

なので、オンブズパーソンというのはそういう調整的な関わり方をしていることがほと
んどの場合なんです、それでどうしてもうまくいかないというときは勧告を出す、権利侵
害の時は出すという形になるので、両方の機能を持っていて、かつ子どもの多種多様な相談
という中でどの機能を使うことになるか最終的なことは最初の段階ではわからないという
こともあるので、仕組みとしてはオンブズパーソンの方を充実させていって、そちらに統合
していくというのが本来的というか、理想的な形なのかなと思います。なのでこの日野市の
設計のときに、これを今後どういうふうに整理していくのかということがありますが、せ
っかく独立性を担保する権利救済機関を作ったのですから、それを活かす方向でぜひともや
っていただきたいと思います。せっかく坂井先生に参加いただいたので、いわゆる
その調整活動で今の制度設計で上手く活動できているかどうかだとか、課題と感じている
ところがあるかどうか、ぜひお話をお伺いしたいと思います。

委員長

今の委員からの問いかけとして、何かお答えがありましたらお願いします。

意見参考人

相談件数がまだ少ないというところもあるんですが、鳥生先生と私の方で、関係機関と掛
け合って折衝したのは本当に限られているところです。その中の数少ない1つで、鳥生先生
が学校に直接出向いて、学校側と意見交換をされたことがあります。それは今年度になっ
てからで昨年度のケースではないですが、鳥生先生が学校に出向かれたときなどは校長先生
を初め学校の方々にもきちんと向き合っていただけました。子どものお話を聞くという
ところをベースにした上で、学校も学校でいろいろ考えがあるというところはちゃんと向き
合ってもらえたと思います。

オンブズが仕事をする上でやりにくいなということにも幸い、まだ直面しておりません。

委員

ありがとうございます。実際に件数が増えてくると調整がうまくいかないというケース
も当然出てくるというところがあるのでお伺いしました。いずれにしても、オンブズパー
ソンが活用されるような設計になるということを強く願っております。

委員長

ありがとうございました。他にもありましたらお願いいたします。

委員

今回のこの子どもオンブズパーソンと子どもなんでも相談に関しては情報共有という形で、図では矢印がついていますが、学校生活相談やスクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーとの情報共有というところはあるのか教えてください。

事務局

実際のところ、公式な場としては無いような状況でして、先ほどの坂井先生からお話が合った学校の調査案件が出た場合には、教育委員会との調整を事務局の方で一部行わせていただくような状況です。今後学校の案件等も多くなってくるような状況があれば、そういった定期的な情報交換というのにも検討すべきかなと思います。

委員

ありがとうございます。学校の中で起きた子どもに対する権利侵害という部分で、きっと校長先生とか学校、あと教育委員会で対応してもらっている形になると思うんですが、そのときに本当に権利侵害が起きてる子どもからしたら、どこにどう相談したらいいんだろう、子どもなんでも相談でいいのだろうかという感じがあるんですね。学校内で子どもの権利侵害が起きているということを親が認識したときにも、きっとどこに相談していいのかなと迷うと思うのですが、一番最初の窓口になってくれるのは学校の先生方だと思います。そこで先生方が「子どもオンブズパーソンがあるからそっちに相談しなさいよ」というふうにするのもちょっと冷たく感じるかもと思うんですが、けれどもそういう相談先を教えてもらうのもありなのかなと思います。学校の中だけで解決できないものもきっと出てくると思うので、そのときに独立性を保っている第三者機関、子どもオンブズパーソンに関しては弁護士の先生方であるという、そういう面でもいろいろと相談に乗れるよということを教えてもらえると、きっと親側も少し安心できる場所があるんじゃないかと思います。子どもなんでも相談に関しても、大人の相談の方が多かったというところでは大人が子どものことを相談する先というところでも、子どもオンブズパーソンというのを大人の保護者に向けても、広く啓発してもいいのかなと思いました。

委員長

ありがとうございます。今のご質問・ご意見の中にいろいろとあると思います。

例えば過去の権利侵害の実例というか、実例ではなくても想定した場合、そういう相談が保護者の方からあった場合、学校ではどういうふうに先生たちが聞いた上で、あとはどういう所に相談したりとか、あるいは学内でまず完結しようとするのかとか、学校でのその辺りについて、委員からご紹介いただければと思うのですが、いかがでしょうか。

委員

例えば、立川市でいじめの被害児童と加害児童の保護者同士の話し合いが学校で持たれた後に、被害児童の保護者の知人が学校に殴り込んできた事件があったじゃないですか。あれは直ちに警察へ通報案件だと思うので極端な例になりますが、似たような揉め事があった場合、子どもたちは、立川の案件だといじめを受けていた子は今どういう気持ちでいるのか、学校の先生方はどういうふうに対応してるのかなと気になりました。そういう視点からではいかがでしょうか。

委員

小学校です。学校には基本的にスクールカウンセラーがいますので、まずは子どもたちの悩みとか困ったことがあったとき、それが担任から直接把握する場合、あるいは保護者から連絡があった場合、それによっても状況は変わっていきます。子どもの聞き取りをし、いざこざがあった、喧嘩になった、いじめられてるというようなときでも、必ず両者から話を聞き、解決に向かって事実を確認し、突き合わせをし、間違ってるところはきちんと指導し、保護者に連絡するというのがパターンかなと思っているんですが、それでも中々先生にも言いたくない、保護者にも言いたくないというようなことがわかったときには、スクールカウンセラーを介してというのが非常にあります。

ですので、先ほどからの話を聞いていると、子どもオンブズパーソンがいるということを経験した学校にやっぱり我々の方が伝えて、いろいろ解決していく方法があるというところは、これからは伝えていかなければいけないかな、権利に関しての部分については子どもオンブズパーソンの方をお願いするというようなこともできるのかなと思います。あとはいろいろなことで相談がありますので、やはりスクールカウンセラーは上手ですので、話していった解決方法を提案して、また来週話を聞くというような形で学校としては進めています。ですので、学校はどうしてもスクールカウンセラー中心になることが多いかなと思っています。家庭的なことになるとスクールソーシャルワーカーさんにもお手伝いしてもらったり、相談に乗ってもらったり、そういうのを月 1 回、校内委員会と言うんですが、きちんと子どもたち 1 人 1 人、配慮を要する児童であったり配慮を要する家庭がある場合には話をし、解決に向けてというふうにしています。

ですので、そこに子どもオンブズパーソンが今のところ直接は出てこないのが事実かと。スクールカウンセラーから、その権利のことでということになれば、そちらに振るということになるのかなと思っています。

委員

中学校です。今おっしゃったような形で、基本的にやはりスクールカウンセラーに繋いでいきます。ケースによって、先ほどの例はいじめのケースでしたが、例えば虐待とかそういったような形だと子ども家庭支援センターや児童相談所。場合によって傷害とかそういった

たものになると、いじめなど学校内で起きたことであってもすぐに警察にというような話もあります。あとは発達教育支援課エールに繋いで医療の方とか、いろんな学校からいろんなパターンに、放射線状にいろんな機関に繋ぐということがあるんですが、ただ子どもオンブズパーソンに関しては直接のルートがないというのが現在の状況です。カウンセラーさんから繋いでいくのかとか、こういう窓口があるよというような形で繋いでいくしかできない状況というのは、その通りかなと思っています。

委員長

ありがとうございました。他にいかがでしょうか。

委員

私もこのオンブズパーソンについてはまだ不勉強な部分が多いのでちゃんとした意見かわからないんですが、今学校さんの方で現状ではスクールカウンセラーに繋ぐことが多いという話をいただきましたけれども、子どもオンブズパーソンの理想としては、独立した相談先、子どもの部署とは切り離された安心して相談できる窓口ということで、本来であればスクールカウンセラーや子どもなんでも相談、子ども家庭支援センターとかを介さなくても、その窓口の一つとして、子どもたち、あるいは親御さん、あるいは学校の先生の頭に浮かぶような形にしないといけないのではないのかなと感じたところです。そうしないと独立性が担保されないのかなと思いました。

委員

資料3の後ろから2枚目の図で、相談救済について書いてあって下に矢印で書いてあるところなんですけど、この図を見るとまるで厚生労働省の所管事業の中に子どもオンブズパーソンがあるかのように見えます。実際はそうではなくて、どちらかということども家庭庁の方といいますか、子どものことに関しての全般についても取り扱うわけですので、この図だとちょっとミスリードになってしまうかと思います。もちろん教育を扱うし、学校を含めたことも扱うし、家庭の中のことも扱うし、それ以外のことも扱うということで、全てについて扱いますので、そういうことだけ。

委員

議論を伺えば伺うほど、このリーフレットで「子どもオンブズパーソン」と「子どもなんでも相談」をのっちが並列で伝えているのは、どこからどう見てもやはり無理があるというか。役割がやはり違いますから、なんでも相談をオンブズパーソンにしてもいいというわけじゃないじゃないですか。子どもの権利擁護に関わる全体、その環境ということに対する是正勧告の機能を持つのがオンブズパーソンで、特定分野の子ども分野に関するという設置で弁護士の先生と大学の先生が入ってというものと、ソーシャルワーカーというか子ども

に対する 3 人の相談員さんが入ってる子どもなんでも相談というのは、やはり全然機能が違います。この限られた紙面の中で、あなたが作ってくださいって言われたら困ってしまうんですが、さすがにこれは違いすぎるんじゃないですかね。私もああした三つ折りのリーフレットを自分でも作ることもあったのですが非常に難しくて、それにしてもやはり横並びでどっちかに相談しなさいというのはいくらなんでも無理があると思いますので、せめて表裏面で分けておくとか、多少字が多くなったとしてもそこでその機能の違い、目的の違いというのを必ず明記すべきだと思います。そうでないと増えていけないと思いますし、あとやはり、その子どもが直接言うというのは一番尊いことだとは思いますが、関係機関から「これはちょっとおかしいんじゃないのか、児相の判断はおかしいんじゃないのか、子ども家庭支援センターはおかしいんじゃないのか、いじめ問題を学校側が適正に対応してないんじゃないか」というような監査目的で、独立性があるからこそオンブズパーソンの方に安心して伝えられるという、そういう目的も苦情の窓口的な意味合いもあると思います。その辺りが全く書かれていないですし、もしかしたら市の子ども家庭支援センターに苦情が入るかもしれませんが、それも含めて独立性がある、福祉政策課に置いてるという意味だと思うので、その辺りが明記されていなければ、何か違和感を持ったときにここに電話しようというふうに繋がらないんじゃないでしょうか。全然目的が違うので、ちょっと無理があると思いますし、これで周知しても広がらないと思います。

委員長

ありがとうございました。他にありますでしょうか。では私からも。

先ほど委員がおっしゃった、本来的には子どもオンブズパーソンがあってというところですが、他の地域は本来的な形で組まれてやられているのか、それともやるにいたってはその下請け部分というか何か関わる人がいるとなると、今は坂井先生を含めてお 2 人でやっていますが、もう少しオープンにしておくことが必要だとか人員が必要だとか、ということに、ちょっと疑問を持ちました。やはりオンブズパーソンを中心にしている場合、独自性もあるでしょうけど、もっと人手が必要になってきたりするものなのか、今の状況でやる範囲としたらこんな形なのか、その辺り、良いものを求めていくけれど今の場合どうするかということも、子どもにとってより良くするにはどうするかということも考えなければいけないと思います。これは質問でもあるんですが時間的なものがありますので、事務局に聞いたらこの検証はまだ続けていいということですし、当然これだけ大きな問題ですので、委員会はあと 2 回ありますのでそこで話ができればいいと思います。

時間があと 5 分ぐらいありますので、今後の委員会に続く質問とか宿題みたいなもの、リーフレットの書き方というのものもあるし、あるいは子どもオンブズパーソンを中心にするなら財政的な面もあるでしょうがどういうふうにしたらいいとか、個々に調べたりすることも出てくるでしょうが、この先の委員会に向けてのご質問とか何かあればお願いします。

委員

次回に繋がるというところで、今日の最初の報告事項の方にもありましたが、Chromebook から子ども条例のページに飛べるようにして下さったっていうのはある意味、子ども部と教育部がご協力いただいた結果だと私は思っているんですが、それを今回出していただいた権利侵害に関する方にまで繋げていただくという意味で、子ども部、教育部、健康福祉部と 3 つの担当部署で、垣根を越えて何か行っていただくことができるのかなと期待するところです。

委員

委員長が的確に整理して下さったので、次回までにぜひ事務局には、他の自治体で子どもの権利救済機関を作っているところが、どのような人員規模で、それから他の子ども相談窓口があるのかなのか、ある場合にどのようなすみ分けをしているのかというような、その制度面についてを調査してまとめていただけると大変助かるなと思います。

事務局の方でもお出でになってる方もいるかもしれませんが、全国自治体シンポという、子どもの権利救済機関のシンポジウムがありますが、この主流としては子どもの相談も子どもの権利救済機関に課してというような形でやっているところが多いので、その辺りも踏まえていただければと思います。

委員長

ありがとうございました。いったんここで検証は終わりということで、次に移りたいと思います。次第 5 その他になりますが特にならなければ、以上で本日の議題はすべて終了しました。では最後に、事務局から事務連絡をお願いします。

事務局

次回以降の開催につきましては、配付させていただいた開催日程候補日をご覧ください。10 月から 11 月の間の開催で 1 回、年明けの開催で 1 回を予定しています。この場でご都合が悪い日を伺うのは中々難しいと思いますので、7 月 18 日金曜日までにこの中でご都合が悪い日があればメール等で子育て課まで連絡をいただくと大変助かります。委員の皆様になるべく早めにご案内させていただきたいと考えていますので、よろしくお願いいたします。

委員長

ありがとうございました。

以上をもちまして、本日の委員会を終了します。お疲れ様でした。